

## 日本スポーツ振興センター災害共済給付請求手続きについて

学校・保育所等でのケガや疾病の治療は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が対象となります。病院等でのお支払いは、子ども医療費助成を利用せずに医療費の自己負担分を支払っていただき、学校の養護教諭等を通じて災害共済給付の申請を行ってください。

万が一、市の子ども医療費助成制度を利用した場合は、医療費を窓口払いに変更してもらわなければならないため、ご注意ください。

ただし、傷病にかかる初診から治癒までの間の医療費総額点数が500点未満（5000円未満）の場合は、災害共済給付制度の対象とならないため、市の子ども医療助成制度を利用してください。

- ※ 医療機関等に証明していただくにあたっては、特別にご協力をいただいております。証明を依頼する際は、その場ですぐに証明をしていただけない場合があることをご了承ください。
- ※ 受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなりますので、医療機関受診後は、速やかに請求書類を提出してください。



・子ども医療助成制度担当  
南城市役所 こども相談課  
TEL：917-5212

・日本スポーツ振興センター災害共済給付金担当  
南城市教育委員会 教育指導課  
TEL：917-5364